
学校臨床の新展開

— ⑮ ケースの発見 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

小学5年の女兒。勉強はよくでき、将来は保育士になりたいといっています。

○ある学校での一場面

学校事務：「そういえば、あその家庭、諸費の滞納があるけれど・・・」

担任：「そうですか、個人懇談などもお父さんが出てしっかりとやっておられますので、またお父さんに伝えておきます。」

学年主任：「お母さんは？」

担任：「体調が悪いみたいです。寝ておられるとか。」

学年主任：「本人は元気？」

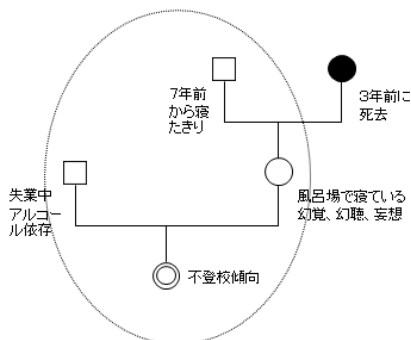
担任：「ときどき学校を休むことがあるんですが、部活の大会でもいい成績を残していますし、勉強もよくできますね。」

しかし、念のためと担任が個人懇談の時間をとりました。そこで、何と何日も前から家の電気やガスが止まっていることがわかってきました。夜はどうしているのか。とても心配になりましたが、若い担任の先生は、どこに相談したらよいかわからない状態でした。担任の先生が学年主任の先生に相談すると、「そういえば先日、虐待の研修を受けたけど、それはネグレクトやね。児童相談所へ通告しないといけないね。」と言いました。校長とも相談し、学年主任が児童相談所へ連絡をしました。すると、電

話を受けた児童相談所の職員から、「市役所へ連絡しましたか？」と言われました。「虐待の通告は児童相談所では？」と問うと、「まずは、市のヨウタイキョウ」に連絡してくださいと言われたそうです。「なんか最

近、児童相談所がつめたくなりましたね。昔はもっと聞いてくれたのに・・・。」

実はこの家庭、本児の父が失業してから経済状況が厳しいことは、祖父の訪問介護を行っているヘルパーが知っており、生活保護の案内をすでに何度もしていたようです。しかし、父は「他人の世話にはなりたくない」と援助を拒んでいたのです。その後、経済状況がさらに悪化し、父はようやく生活保護の申請を行ったようです。生活保護のワーカーが家庭訪問で見た光景は、散らかった室内に、胃ろうを行っている祖父の栄養補給剤と父が飲んだビールの空き缶が散乱している状況です。その奥に寝たきりの祖父。ワーカーが父から話を聞くと母は風呂場で寝ていることがわかりました。激しい幻聴や幻覚があり自宅のなかでもトイレの次に狭い風呂場に布団を敷き寝込んでいたのです。ということは風呂場が風呂場としての機能を失い寝室となっている、つまり家族は風呂に入れないということです。小学5年の女兒が何日も風呂に入れない状況にワーカーは愕然とします。



生活保護のワーカーが父から聞き取ったり、家庭訪問をしたりして得た情報によると、7年前に祖父が脳梗塞をおこし要介護に。3年前に祖母が死去。それまでは、母も家事や介護をしていたのですが、祖母の死去を機に調子が悪くなったとのこと。幻聴、幻覚、妄想がありますが医療は受けていません。父は先ごろ失業し生活に困窮。アルコール依存の状況になったのです。

小学5年の女兒。この環境で、勉強をよく頑張っています。落ち着きがなかったり、問題行動があつたりしたら、学校ももっと早くに何らかの異変に気づくかことができたかもしれませんが、いわゆる「普通の子ども」はなかなか学校では目立たないのですね。また、教師が家庭訪問をしてもなかなか家のなかの状況まではわからないこともあります。勉強やクラブは頑張っているけれども不登校傾向だった本児。大人でも子どもでも今日一日を頑張り、明日また一日頑張る力の源は家庭にあります。しかし、この家庭では残念ながらその役割を果たすことが難しい状況です。では、だれが悪いのでしょうか。アルコール依存になっている父が悪いのでしょうか。しかし、なんとなく、アルコールに依存せざるを得ない父の気持ちも理解できなくはありません。ただ、やはり小学5年の子どもが生活してゆく環境としてはよくないですね。親子関係が逆転してしまっていますね。

山科醍醐子どものひろば ビジュアルノベル「貧困を背負って生きる子どもたち仁の物語」のなかには、厳しい家庭状況の中で不登校に陥る子どもたちの叫びが代弁

されています。

「学校に行っていないんやない」
「学校に行ってる場合じゃないんや」

不登校事例のなかには、さまざまな背景のケースがあります。

さて、本事例にもどりますと、このような状況では「何とか施設に入れる方法はありませんか。このままあそこの家にいたらおかしくなりますよ」という学校の先生の声が聞こえてきそうです。

先生のお気持ちもわかりますが、しかし、親子分離の視点だけで考えるのは危険ですね。子どもたちは親と分離されない権利も持っています。現行の日本の児童保護システムでは家庭での生活が困難な子どもは、家庭や地域から離れ、そのほとんどが施設への入所となっていますが、住み慣れた地を離れ、転校せざるを得ない子どもたちは辛い思いをします。それを超えてでも子どもの権利侵害が生じているのかどうか、家庭での生活が難しいのか、アセスメントを行っていかねばなりません。

児童虐待など児童相談の第一義的な窓口が市町村へ移行してからあと少しで10年が経とうとしています。児童相談所では措置にかかわるような困難な事例を多く抱えるとともに、市町村のバックアップが中心になってきましたので、学校から児童相談所へ相談したときに、上述のような話もちらほら聞かれるようになりました。児童相談所がつめたくなっただけではなく相談システムが変わってきたのです。(しかし、児童相談所は通告先でもあり、通告は受けなけ

ればなりません。)

学校だけでは閉じられた家庭のケースの発見にいたらないこと。学校だけでは対応できないこと。学校がしなければならぬこと。してはいけないこと。そこには教育の視点に加えソーシャルワークやカウンセリングの視点、知識、技法、倫理が求められます。

この事例はNHK「ハートネットTV シリーズ貧困拡大社会(3)生活保護世帯の子どもたち」のなかで放映されていた事例をもとに一部筆者が脚色したフィクションです。

参考)

山科醍醐こどものひろば

<http://www.kodohiro.com/modules/org1/index.php?id=14%22%22>